

6.2.5 水域利用

計画地は図6.2-9に示すとおり、渋谷川・古川流域に位置している。

渋谷川・古川は、渋谷区内の宮益橋から天現寺橋間の2.6kmを渋谷川、港区内の天現寺橋から河口間の4.4kmを古川と呼んでいる。

本川(宮益橋)の上流域と支川は、すべて暗渠構造で下水道化されており、本川の稲荷橋の下流から開水路となり、JR浜松町付近で東京湾に注いでいる。

渋谷川・古川あわせて、流域面積は22.8km²、河川延長は7.0kmの二級河川である。

23区内における平成28年度末時点での下水道普及率は100%(「東京都統計年鑑 平成28年」東京都総務局)を達成しており、計画地周辺の処理方式は合流式(「東京都下水道告示 現況図 平成30年度」東京都下水道局)である。



図6.2-9 渋谷川・古川流域

6.2.6 気 象

東京管区気象台における平成27年から平成31年の5年間の気象の状況は表6.2-10(1)に、風配図は図6.2-10に、平成31年の月間値は表6.2-10(2)に示すとおりである。

年平均気温は15.8～16.8℃、年平均風速は2.8～3.0m/s、年最大風速は11.0～18.2m/s、年間最多風向は北北西、合計降水量は1,430.0～1,874.0mm、合計日照時間は1,841.7～2,112.2hである。

表6.2-10(1) 気象の状況(東京管区気象台)

年	気温(℃)			風速(m/s)		最多 風向	合計降水量 (mm)	合計日照時間 (h)
	平均	最高	最低	平均	最大			
H27	16.4	37.7	-2.4	2.8	11.0	北北西	1,781.5	1,966.6
H28	16.4	37.7	-2.6	2.8	12.6	北北西	1,779.0	1,841.7
H29	15.8	37.1	-2.3	2.9	13.7	北北西	1,430.0	2,050.9
H30	16.8	39.0	-4.0	3.0	18.2	北北西	1,445.5	2,112.2
H31	16.5	36.2	-1.2	2.9	17.8	北北西	1,874.0	1,909.0

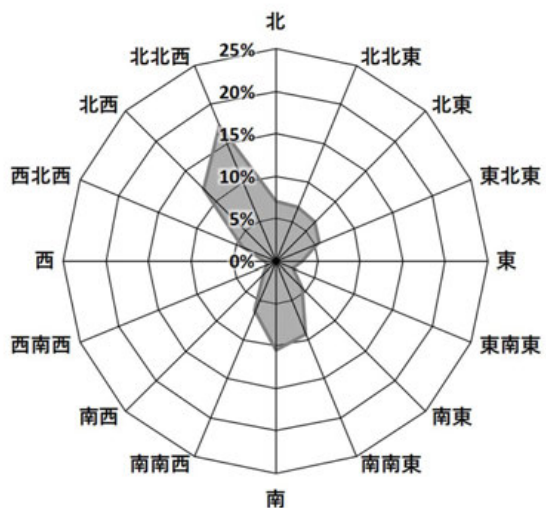
出典:「東京管区気象台ホームページ 観測・統計データ」(令和2年2月閲覧 気象庁ホームページ)

表6.2-10(2) 気象の状況(東京管区気象台：平成31年)

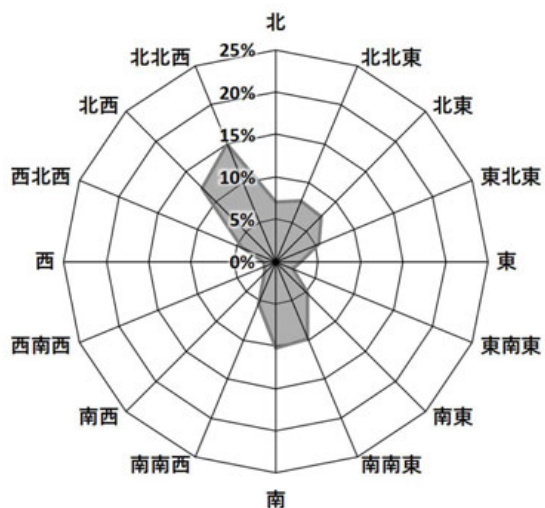
月	気温(℃)			風速(m/s)		最多 風向	合計降水量 (mm)	合計日照時間 (h)
	平均	最高	最低	平均	最大			
1月	5.6	14.0	-1.2	2.8	10.5	北西	16.0	222.2
2月	7.2	19.5	-1.2	2.7	8.6	北北西	42.0	138.0
3月	10.6	23.9	1.1	3.0	11.7	北北西	117.5	177.3
4月	13.6	25.6	2.3	3.3	10.3	南南東	90.5	194.4
5月	20.0	32.6	7.9	3.3	9.0	南南東	120.5	229.4
6月	21.8	32.3	13.9	2.9	10.3	南南東	225.0	129.5
7月	24.1	34.6	17.7	2.6	8.4	南南東	193.0	81.1
8月	28.4	35.6	20.7	3.2	10.0	南南東	110.0	187.8
9月	25.1	36.2	17.1	2.7	15.4	北東	197.0	137.6
10月	19.4	30.3	12.1	2.8	17.8	北北西	529.5	112.8
11月	13.1	23.9	1.6	2.6	9.2	北北西	156.5	170.3
12月	8.5	18.9	2.2	2.4	11.2	北北西	76.5	128.6

出典:「東京管区気象台ホームページ 観測・統計データ」(令和2年2月閲覧 気象庁ホームページ)

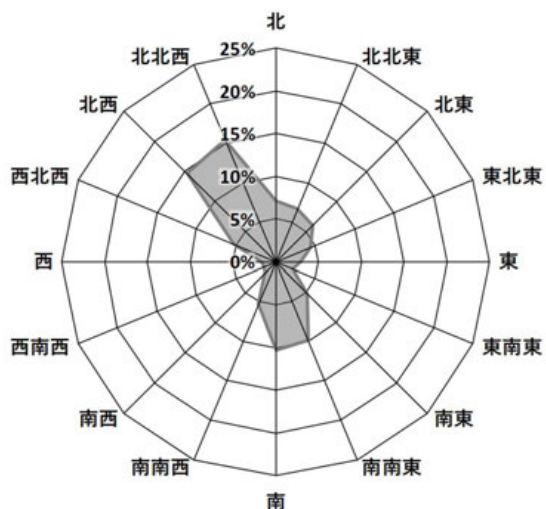
平成27年



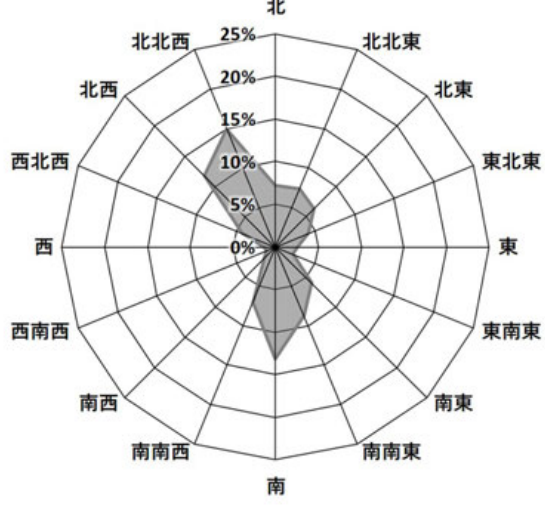
平成28年



平成29年



平成30年



平成31年

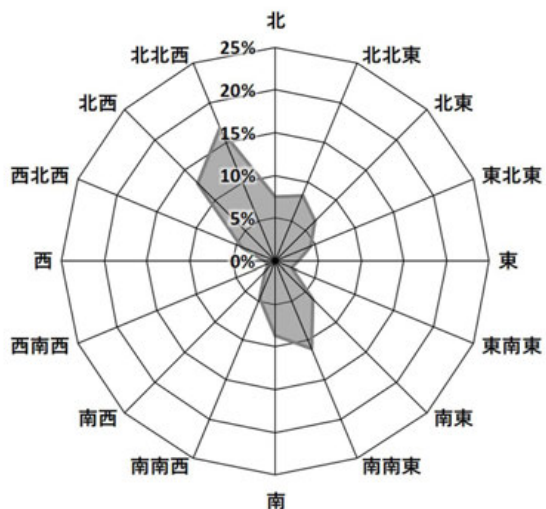


图6.2-10 風配図(東京管区气象台)

6.2.7 関係法令の指定・規制等

対象事業に係る主な関係法令の指定・規制等は、表6.2-11(1)～(2)に示すとおりである。

表6.2-11(1) 主な関係法令等

項目	関係法令等	備考
環境一般	環境基本法	平成5年 法律第91号
	東京都環境基本条例	平成6年 都条例第92号
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	平成12年 都条例第215号
	港区環境基本条例	平成10年 区条例第28号
大気汚染	大気汚染防止法	昭和43年 法律第97号
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	平成4年 法律第70号
	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	平成17年 法律第51号
悪臭	悪臭防止法	昭和46年 法律第91号
騒音・振動	騒音規制法	昭和43年 法律第98号
	振動規制法	昭和51年 法律第64号
水質汚濁	水質汚濁防止法	昭和45年 法律第138号
	下水道法	昭和33年 法律第79号
	東京都下水道条例	昭和34年 都条例第89号
土壌汚染	土壌汚染対策法	平成14年 法律第53号
	東京都土壌汚染対策指針	平成22年 都告示第407号
地盤 ・ 水循環	水循環基本法	平成26年 法律第16号
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	昭和37年 法律第100号
	工業用水法	昭和31年 法律第146号
	東京都雨水浸透指針	平成13年 都告示第981号
	水の有効利用促進要綱	平成15年 15都市政広122
日影	港区雨水流失抑制施設設置指導要綱	平成5年 港土計第333号
	建築基準法	昭和25年 法律第201号
風環境	東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例	昭和53年 都条例第63号
	港区ビル風対策要綱	平成25年 港環環第5073号
景観 (含緑化)	景観法	平成16年 法律第110号
	東京都景観条例	平成18年 都条例第136号
	港区景観条例	平成21年 区条例第9号
	東京における自然の保護と回復に関する条例	平成12年 都条例第216号
史跡 ・ 文化財	港区みどりを守る条例	昭和49年 区条例第29号
	文化財保護法	昭和25年 法律第214号
	東京都文化財保護条例	昭和51年 都条例第25号
	港区文化財保護条例	昭和53年 区条例第24号

表6.2-11(2) 主な関係法令等

項目	関係法令等	備考
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年 法律第137号
	資源の有効な利用の促進に関する法律	平成3年 法律第48号
	循環型社会形成推進基本法	平成12年 法律第110号
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成12年 法律第104号
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	平成7年 法律第112号
	東京都廃棄物条例	平成4年 都条例第140号
	港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例	平成11年 区条例第33号
	港区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱	平成12年 港環清第329号
	港区事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱	平成12年 港環清第327号
温室効果 ガス	地球温暖化対策の推進に関する法律	平成10年 法律第117号
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	昭和54年 法律第49号
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	平成27年 法律第53号
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	平成13年 法律第64号
	都市の低炭素化の促進に関する法律	平成24年 法律第84号
	東京都地球温暖化対策指針	平成19年 都告示第405号
	東京都建築物環境配慮指針	平成21年 都告示第1336号
	港区民間建築物低炭素化促進指導要綱	平成23年 港環環第19号
港区建築主におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱	平成23年 港環環第2157号	
その他	都市計画法	昭和43年 法律第100号
	都市再開発法	昭和44年 法律第38号
	大規模小売店舗立地法	平成10年 法律第91号
	港区まちづくり条例	平成19年 区条例第28号
	駐車場法	昭和32年 法律第106号
	東京都駐車場条例	昭和33年 都条例第77号
	東京都公害紛争処理条例	昭和45年 都条例第149号
	東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	昭和53年 都条例第64号
	港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	昭和54年 区条例第15号

6.2.8 環境保全に関する計画等

東京都が策定する環境保全に関する計画は表6.2-12(1)～(4)に、計画地が位置する港区が策定する環境保全に関する計画は表6.2-13(1)～(6)に示すとおりである。

表6.2-12(1) 東京都の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>都民ファーストで つくる 「新しい東京」 ～2020年に向けた 実行プラン～ (平成28年12月)</p>	<p>新しい東京をつくるための今後の都政の具体的な政策展開を示す計画であり、2020年東京オリンピック・パラリンピックの成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化するものである。「FIRST戦略」として、東京が日本の成長のエンジンとして、サステイナブル、持続可能な成長に向けて、「東京の成長戦略」の大きな方向性を提示している。また、「東京のFUTURE」として2060年までの人口・世帯数の推計、将来の人口展望、科学技術の進歩や個人の意識の大きな変化などを通じた東京の未来像の一端を提示している。</p> <p>本計画が実現を目指す3つのシティは、以下のとおりである。</p> <p>セーフ シティ : もっと安全、もっと安心、もっと元気な首都・東京 ダイバーシティ : 誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京 スマート シティ : 世界に開かれた、環境先進都市、国際金融・経済都市・東京</p>
<p>都市づくりの グランドデザイン (平成29年9月)</p>	<p>平成28年9月に東京都都市計画審議会から示された答申「2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」を踏まえ、目指すべき東京の都市の姿と、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示すものである。</p> <p>目標時期は、将来の社会経済情勢の大きな変化に適応でき、持続可能な成長を促すため、2040年台としている。</p> <p>計画地が位置する「中枢広域拠点」では、「高密な道路・交通ネットワークを生かして、国際的なビジネス・交流機能や業務・商業などの複合機能を有する中核的な拠点が形成され、グローバルな交流によって新たな価値を生み出し続けること」、「芸術・文化、スポーツなどの多様な特色を有する拠点が数多く形成されるとともに、歴史的資源や風情のある街並みが保全・活用され、それぞれが際立った個性を発揮し、相互に刺激し合うことで、東京の魅力を相乗的に向上させる」、等を将来イメージとして掲げている。</p> <p>また、「中枢広域拠点」における「原宿・神宮前・表参道・青山」の将来像としては、「ファッションやコンテンツ等の企業集積、表参道、青山通り、キャットストリートなどの街並み、個性的な商業集積などを生かし、服飾雑貨等の生活文化の発信や交流の拠点を形成」、「市街地の更新により高度利用を図りながら、緑豊かで職・住・遊が融合した街を形成」等を掲げている。</p>
<p>都市計画区域の 整備、開発 及び保全の方針 (都市計画区域 マスタープラン) (平成26年12月)</p>	<p>長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものである。</p> <p>「都市計画区域マスタープラン」では、「①都市計画区域における土地利用、②都市施設の整備、③市街地開発事業などの都市計画及び都市計画法第18条の2に基づく区市町村の都市計画に関する基本的な方針」が定められている。</p> <p>計画地が位置する「センター・コア再生ゾーン」における将来像としては、「国際的なビジネスセンター機能の強化と魅力や活力ある拠点の形成」、「都市を楽しむ良質な居住環境の創出」、「世界で最も環境負荷の少ない都市の実現」、「水と緑の回廊で包まれた都市空間の創出」、「歴史と文化をいかした都市空間の形成」を掲げている。</p>

表6.2-12(2) 東京都の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>東京都 環境基本計画2016 (平成28年3月)</p>	<p>「東京都長期ビジョン」において示した環境政策をより進化・発展させ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、環境政策と経済成長を両立させた将来像やこれを目指した政策展開を明らかにしている。</p> <p>東京が目指す将来像として「『世界一の環境先進都市・東京』の実現」を掲げ、「最高水準の都市環境の実現」、「サステナビリティ」、「連携とリーダーシップ」の視点を踏まえた政策展開を明らかにしており、以下の5つを政策の柱として位置付けている。</p> <p><u>政策の柱</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策1：スマートエネルギー都市の実現 ・政策2：3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 ・政策3：自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 ・政策4：快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保 ・政策5：環境施策の横断的・総合的な取組 <p>また、これらの施策及び目標の実現に向けて、都市活動を行う各主体が実践すべき社会ルールとして、「環境の確保に関する配慮の指針」を定めている。この中の「都市づくりにおける配慮の指針」は、民間及び公共の事業者が都市づくりに当たって、計画策定や事業実施の際に配慮すべき事項を指針として示すもので、都市づくり全般を対象とする「共通配慮事項」、東京の各ゾーンごとに示す「地域別配慮の指針」、事業の種類別に示す「事業別配慮の指針」で構成されている。</p> <p>地域別配慮の指針においては、東京都全域を5ゾーンに区分し、それぞれの地域の特性を踏まえて、共通配慮事項に加え、当該地域において特に配慮すべき事項を示している。計画地は「センター・コア再生ゾーン」に位置し、その内容の一部は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発や建築など、都市更新の時期に合わせて、よりエネルギー効率の良い都市構造や建物へと更新していくことで、センター・コア全体のエネルギー消費量、温室効果ガス排出量を削減していく。 ・開発等に当たっては、都市開発による温室効果ガス排出量や自動車交通量の低減を図る。拠点開発等を効率的に進めることで、エネルギー効率の良い都市構造としていく。 ・建物の利用に当たって、効率的なエネルギーマネジメントができるよう十分配慮する。 ・今後も大規模な都市開発が進行することから、高度に発達した公共交通網や通勤・通学のみならず多様なニーズに対応する自転車を十分生かすことに留意して、自動車交通に過度に依存しないよう計画する。 ・都市開発に当たっては、発生する自動車発生交通量の増大に留意する。 ・緑化計画の策定に当たっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン」を活用し、在来植物による緑化を検討する。 ・現にヒートアイランド現象が顕在化、深刻化している地域であることから、対策を積極的に推進する。 ・歴史的、文化的な建造物や街並み、水辺や緑の豊かな住宅地などを生かした都市づくりを進め、地域特有の景観の保全に努める。
<p>東京都 自動車排出 窒素酸化物及び 自動車排出 粒子状物質 総量削減計画 (平成25年8月)</p>	<p>「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NO_x・PM法)に基づき、これまでの都の取り組みを踏まえつつ、自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減に係る各種対策を国、都、特別区、市、町、事業者、都民が連携し、総合的に推進することを目的として策定している。</p> <p>計画の目標として、「平成32年度までに対策地域において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標とする。」「平成27年度までに監視測定局において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成することを中間目標とする。」を掲げており、目標を達成するために、自動車単体対策の強化等、車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進、低公害・低燃費車の普及促進、エコドライブの普及促進、交通量対策、交通流対策、局地汚染対策の推進、普及啓発活動の推進などの施策を実施することとされている。</p>

表6.2-12(3) 東京都の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>東京地域 公害防止計画 (第9次) (平成24年3月)</p>	<p>環境基本法第17条に基づいて策定された計画で、公害防止及び環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。目標年度は平成23年度から平成32年度までの10年間であり、特に重点的に解決を図るべき主要課題として、「東京湾の水質汚濁」、「横十間川のダイオキシン類汚染」の2つの項目について、達成目標及び講じる施策を示している。</p>
<p>東京都景観計画 (平成30年8月改定)</p>	<p>「景観法」の施行及び東京都景観審議会の答申「東京における今後の景観施策のあり方について」(平成18年1月)を踏まえ、都市計画法や建築基準法に基づく諸制度、屋外広告物規制の活用も図り、都民や事業者、区市町村などと連携・協力しながら、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策を示している。</p> <p>東京では、街並みが区市町村の区域を越えて連担しており、また、首都としての景観形成が重要であることから、景観法に定める基本理念に以下の3つの事項を加えたものをこの計画の基本理念としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都民、事業者などとの連携による首都にふさわしい景観の形成 ・交流の活発化・新たな産業の創出による東京のさらなる発展 ・歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上
<p>東京が 新たに進める みどりの取組 (令和元年5月)</p>	<p>「都市づくりのグランドデザイン」で示す都市像の実現に向け、今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出するため、東京が進めるみどりの取組をまとめたものである。みどりが減少傾向にある区部・多摩部を対象としており、都市計画区域マスタープランや実行プランに位置付け、都の所管局や区市町村との適切な役割分担に基づき、着実に推進していくとしている。</p> <p>都市づくりのグランドデザインで掲げた「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを目標とし、以下の4つの方針と主要施策を示している。</p> <p>方針Ⅰ：拠点・骨格となるみどりを形成する 方針Ⅱ：将来にわたり農地を引き継ぐ 方針Ⅲ：みどりの量的な底上げ・質の向上を図る 方針Ⅳ：特色あるみどりが身近にある</p>
<p>緑施策の新展開 ～生物多様性の保全 に向けた基本戦略～ (平成24年5月)</p>	<p>「緑の東京10年プロジェクト」の開始から約5年が経過し、生物多様性に関する国際的な危機意識の高まりや、東日本大震災をきっかけとする首都東京のプレゼンスの低下など、緑施策を取り巻く情勢は大きく変化している。特に、「生物多様性の危機」が、「気候変動の危機」と相まって「地球環境の器」の存続を危うくしている今、首都東京が果たすべき役割は、気候変動対策に続き、生物多様性の分野でも「世界の諸都市の“範”となる持続可能な都市モデル」を示し、実効性のある施策を構築することである。</p> <p>生物多様性の危機を背景に、生物多様性に関する施策の将来の方向性を示しており、緑施策によって目指すべき東京の将来像と目標を掲げている。</p> <p><u>緑施策によって目指すべき東京の将来像</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。 ・豊かな緑が、人々にうるおいやすらぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。 ・東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。 <p><u>目標(2020年)</u></p> <p>【まもる】～緑の保全強化～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京に残された貴重な緑である農地や森林などが保全されている。 ・生態系に配慮した緑の確保や外来種対策等が講じられ、希少種等の保全が進んでいる。 ・水質改善の取組が進み、川や海などの水辺空間が、都民により一層身近なものとなっている。 <p>【つくる】～緑のネットワーク化～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年までの10年間で1,000haの新たな緑が創出されるとともに、2020年までに新たに都市公園等433haの整備が進むなど、緑あふれる都市東京が実現している。 ・荒川から石神井川、調布保谷線を通じて多摩川へとつながる直径30kmの緑のリングが形成されるなど、公園や緑地を街路樹や緑化された河川で結ぶ「グリーンロード・ネットワーク」が充実している。 <p>【利用する】～緑の持続可能な利用の促進～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都民、企業、NPOなど、あらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。 ・緑のムーブメントが定着し、都民、企業等による主体的な緑化や保全活動が活性化している。

表6.2-12(4) 東京都の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>植栽時における 在来種選定 ガイドライン ～生物多様性に配慮した 植栽を目指して～ (平成26年5月)</p>	<p>「緑施策の新展開」で明らかにした「四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。」という将来像実現に向け、具体的な取組として、以下の2つの取組の促進を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に配慮した植栽の推進 ・在来動物の生息空間のネットワーク化
<p>東京都資源循環・ 廃棄物処理計画 ～Sustainable Design Tokyo～ (平成28年3月)</p>	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく法定計画であり、「東京都環境基本計画」に掲げる個別分野の計画として、主要な施策を示している。</p> <p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、企業、関係団体、自治体等との連携を強化し、東京の活力を力強く維持・発展させていくため、「東京都「持続可能な資源活用」に向けた取組方針」を具体化するもので、計画期間を2016～2020年度の5年間とし、2050年を見据えた2030年のビジョンを示すものである。</p> <p><u>計画目標</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画目標1：資源ロスの削減 ・計画目標2：「持続可能な調達」の普及 ・計画目標3：循環的利用の推進と最終処分量の削減 <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般廃棄物の再生利用率 2020年度：27%、2030年度：37% 2. 最終処分量(一般廃棄物・産業廃棄物計)の削減(2012年度比) 2020年度：14%削減、2030年度：25%削減 ・計画目標4：適正かつ効率的な処理の推進 ・計画目標5：災害廃棄物の処理体制 <p><u>主要な施策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策1：資源ロスの削減 ・施策2：エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進 ・施策3：廃棄物の循環的利用の更なる促進(高度化・効率化) ・施策4：廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上 ・施策5：健全で信頼される静脈ビジネスの発展 ・施策6：災害廃棄物対策
<p>東京都 建設リサイクル 推進計画 (平成28年4月)</p>	<p>公共・民間の区別なく、都内における建設資源循環の仕組みを構築するとともに、都内の建設資源循環に係る全ての関係者が一丸となって、計画的かつ統一的な取組を推進することにより、環境に与える負荷の軽減とともに、東京の持続ある発展を目指すことを目的として策定している。</p> <p>本計画では、建設資源循環の実効性を確保するため、重点的に取り組むべき事項や特定の建設資材などについて、それぞれ戦略を策定するとともに、平成30年度末及び平成32年度末までに達成すべき建設副産物の再資源化などの目標値を定めている。</p>
<p>東京都 「持続可能な 資源利用」に 向けた取組方針 (平成27年3月)</p>	<p>「東京都長期ビジョン」で明らかにした「持続可能な循環型都市の構築」を実現していくため、都のこれからの資源循環施策に関する基本的考え方や方向性を明確化するとともに推進に向けた取組を示したものである。</p> <p>東京が目指す姿として、「東京は、2020年オリンピック・パラリンピックとその後を見据え、『東京の持続的発展を確保するため、世界一の都市・東京にふさわしい資源循環を実現』」を掲げ、「持続可能な資源利用」を進めるため、3つの施策を柱として取り組んでいる。</p> <p>“持続可能な資源利用”を進めるための3つの柱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源ロスの削減の促進 ・エコマテリアルの利用の促進 ・廃棄物の循環利用の更なる促進

表6.2-13(1) 港区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>港区基本構想 (平成14年12月)</p>	<p>今後10年ないし15年後を展望し、目標とすべき港区の将来像を描き、その実現のための施策の大綱を示すものである。また、激動する都心区としての変化を的確にとらえ、計画的に区政運営を進めるにあたっての指針となるべきものである。</p> <p>「やすらぎある世界都心・MINATO」を港区の将来像とし、基本的施策の大綱として次の3つの重点方向(3分野6基本政策27政策)を定めている(以下には3分野6基本政策を示す。)</p> <p><u>I かがやくまち(街づくり・環境)</u></p> <p>1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる 2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる</p> <p><u>II にぎわうまち(コミュニティ・産業)</u></p> <p>1 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる 2 港区からブランド性ある産業・文化を発信する</p> <p><u>III はぐくむまち(福祉・保健・教育)</u></p> <p>1 明日の港区を支える子どもたちを育む 2 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する</p>
<p>港区基本計画 -平成30年度 ～平成32年度- 港区実施計画 -平成30年度 ～平成32年度- (平成30年3月)</p>	<p>「港区基本計画」は、「港区基本構想」に掲げる港区の将来像「やすらぎある世界都心・MINATO」の実現に向け、長期的展望に立って、区が取り組むべき目標や課題、施策の概要を体系的に明らかにするとともに、年次の事業計画によって、基本構想実現のための具体的な道筋を示すことを目的としている。</p> <p>「港区実施計画」は、「港区基本計画」をどのように進めていくかを具体的に明らかにしたものである。年次計画を明確に示した事業計画化事業の前期分(3か年)を実施計画として位置づけ、基本計画の中で示している。</p> <p>計画期間は、平成27年度からの6か年の後期3年に該当する平成30年度から平成32年度までである。</p> <p>基本計画は、総合的な「分野別計画」と5地区の総合支所ごとに策定する「地区版計画書」で構成される。</p> <p>分野別計画では、区民の生活に関わりの深い課題に対し、平成30年度から平成32年度までの財源を担保して計画的に進める事業を設定し、各年度の予算編成や事業執行の指針としている。地区版計画書は、それぞれの地域の実情や特有の課題、その解決の方策などを盛り込んだ計画であり、平成30年度から平成32年度までに各総合支所で取り組む「地域事業」を中心にとりまとめている。</p>
<p>港区基本計画 赤坂地区版計画書 -平成30年度 ～平成32年度- (平成30年3月)</p>	<p>「港区基本計画」は、区政のあらゆる分野で計画的に行財政運営を推進する際の指針となる最上位計画で、全区的な計画である「分野別計画」と、総合支所ごとに策定した「地区版計画書」で構成されている。</p> <p>「地区版計画書」は、地域の課題を地域で解決し、地域の魅力をより高めるため、各総合支所が、区民参画組織からの提言を踏まえて複数年間の計画を立案し、独自に取り組む事業(以下「地域事業」という。)を中心とする計画書となる。</p> <p>計画地の位置する「赤坂地区」が掲げる「将来像」、「政策」等は以下のとおりである。</p> <p>将来像：未来に向け共存できるまち 赤坂・青山 ～魅力あふれる国際都市～</p> <p><u>I かがやくまち(街づくり・環境)</u></p> <p>政策：1 地域のあらゆる組織との協働により、安全・安心・快適なまちをつくる 施策：(1) 公共空間の安全性・快適性を確保する (2) 地域の安全・環境美化を推進する (3) 災害に強いまちをつくる (4) 地域の一体的発展をめざしたまちづくり活動の推進</p> <p><u>II にぎわうまち(コミュニティ・産業)</u></p> <p>政策：1 地域コミュニティを再生・創出し、次世代へ継承する 施策：(1) コミュニティ活動を推進する多様な主体を支援する 政策：2 魅力ある地域資源を活用してまちへの愛着とにぎわいを創出する 施策：(1) 多様なチャンネルを活用して地域の魅力を発掘・発信する (2) 地域の特性・歴史性を生かしてまちのにぎわいを創出する</p> <p><u>III はぐくむまち(福祉・保健・教育)</u></p> <p>政策：1 地域で子どもたちを育て、見守る環境をつくる 施策：(1) 安心して子育てができる環境をつくる (2) 子どもたちが多様な世代の人々とふれあい、様々な経験ができる機会をつくる 政策：2 誰もが安心していきいきと暮らすことのできる支え合いの仕組みをつくる 施策：(1) いきがいづくりの推進と社会参加の促進を図る</p>

表6.2-13(2) 港区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>港区環境基本計画 平成30年度 ～ 平成32年度 (平成30年2月)</p>	<p>「歴史ある自然をみなではぐくみ、暮らし、働くことを誇りに思える国際環境都市 みなと」を目指して、その実現に向けて6つの基本方針を掲げている。 6つの基本方針と各方針にかかる施策は以下のとおりである。</p> <p>1 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現</p> <hr/> <p>1-1 家庭や職場における省エネルギーの推進 1-2 エネルギーを効率的・安定的に利用する建築物の整備とまちづくり 1-3 広域的なネットワークの活用等による地球温暖化対策の推進 1-4 気候変動への適応策及びヒートアイランド対策の推進</p> <p>2 協働による循環型社会の形成</p> <hr/> <p>2-1 ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの意識の醸成 2-2 限りある資源の循環利用 2-3 ごみの適切で効率的な収集・運搬・処理</p> <p>3 健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全</p> <hr/> <p>3-1 良好な大気環境の保全 3-2 水質の改善と水環境の向上 3-3 安全で快適な生活環境の確保</p> <p>4 快適で魅力ある都市環境の形成</p> <hr/> <p>4-1 まちづくりにおける環境配慮の促進 4-2 環境美化の推進</p> <p>5 自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出</p> <hr/> <p>5-1 歴史ある緑の保全と豊かで質の高い緑の創出 5-2 水辺空間の親水化と水循環系の保全・構築 5-3 生物多様性の保全・再生とその恵みの持続的な利用</p> <p>6 環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進</p> <hr/> <p>6-1 環境教育・環境学習の推進 6-2 協働による環境保全活動の推進 6-3 区の率先行動</p>
<p>港区 緑と水に関する 基本方針 (平成18年3月)</p>	<p>緑と水に代表される自然環境の保護・保全の強化や創出を多様な主体との協働により進めていくとともに、ヒートアイランド現象、都市型水害等、都市部での新たな環境問題に、緑と水の面から緊急かつ具体的に対応するために定めるものである。目標年次は2026年とするが、「港区みどりの実態調査」結果を踏まえて達成状況を検証し、必要に応じて改訂していくものとする。</p> <p>以下の3つの視点から9つの基本方針を定めている。</p> <p>視点① 緑と水の量の拡大</p> <hr/> <p>①-1 屋上緑化・壁面緑化・校庭や広場の芝生化等の推進 ①-2 都市計画制度の活用による地域単位での緑量の増強 ①-3 大規模な開発における緑化基準の強化</p> <p>視点② 緑と水の質の向上</p> <hr/> <p>②-1 既存樹木の保護・保全体制の強化 ②-2 自然生態系や水循環系の回復に配慮した緑地保全対策の推進 ②-3 大規模な開発における緑・水・土に関する総合的な指導体制の確立</p> <p>視点③ 協働による緑と水のまちづくり</p> <hr/> <p>③-1 多様な主体による緑化行政への参画推進 ③-2 区民・企業等による自発的な緑化と行政の支援強化 ③-3 土地所有者や企業等と行政との協働による民有緑地の公開運営</p> <p>また、9つの基本方針の実現の度合いを計る指標として、緑と水の視点から3つの目標値を設定している。</p> <p>① 緑被率：2026年に25% ② みどり率：2026年に30% ③ 雨水の実質浸透域率：2026年に30%</p>

表6.2-13(3) 港区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>港区 緑と水の総合計画 (平成23年3月)</p>	<p>「港区緑と水に関する基本方針」の主旨を継承して緑地の保全及び緑化の目標、緑地の保全及び緑化の推進のための施策を定める、区の緑とオープンスペースに関する総合的な計画であり、「港区まちづくりマスタープラン」、「港区環境基本計画」、「港区景観計画」、その他関連する計画とも整合する計画である。</p> <p>この計画は、21世紀半ばを見据えた上で、平成23(2011)年度から平成32(2020)年度までの10年間を計画期間とする。</p> <p>この計画がめざす将来像は「いのちはぐくむ 緑と水 かがやくまち みなと」であり、将来像を実現するために、次の4つの方針に沿って、区民、事業者、区が協働して、受け継がれてきた緑と水を大切に守っていくとともに、新しい緑と水を創り出していく。</p> <p>方針1：みんなで緑と水を育てよう 方針2：ゆかりの緑と水を大切にしよう 方針3：ふれあいともてなしの緑と水を創り出そう 方針4：緑と水をつなごう</p> <p>計画地が位置する「赤坂地区」の方針は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目 標 <ul style="list-style-type: none"> ： まちの歴史とにぎわいを彩る豊かな緑を未来に向けて受け継ぐまちをつくる ・ 重点的な取組み <ul style="list-style-type: none"> ： 区民や事業者と連携、協働して、緑と水を守り、育てるため、アドプト・プログラムへの参加団体の増加
<p>港区まちづくり マスタープラン 【港区都市計画 に関する 基本的な方針】 (平成29年3月)</p>	<p>まちづくりの実施にあたっての法定都市計画やその他の事業の基本的な方針を示すものである。平成29年度から概ね20年後を目標とする将来都市像を示し、まちづくりの課題への取り組み方針を「港区全体」と「地区別」で構成して示している。</p> <p>◆全体構想 ～まちづくりの基本理念と将来都市像～</p> <p>【まちづくりの基本理念】 人にやさしい良質な都市空間・居住環境を、皆で維持し、創造し、運営していく</p> <p>【将来都市像】 うるおいある国際生活都市</p> <p>【目指すべきまちの姿】 (1) 住みつづけられるまち (2) 個性的で多様な魅力があるまち (3) 世界に開かれた国際的なまち (4) 安全・安心なまち (5) 持続可能なまち</p> <p>【まちづくりの方針】 1) 良好な居住環境と国際ビジネス拠点の形成の両立 2) 暮らしやすく健康に資する生活環境の形成 3) 快適な道路・交通ネットワークの形成 4) 水と緑の豊かなうるおいの創出 5) 災害に強く回復力のあるまちの形成 6) 豊富な景観資源と地域の個性が光る、誇りと愛着に満ちた街並みの形成 7) 環境負荷の少ない都市の形成 8) まちの魅力の維持・向上と活用・発信</p> <p>◆地区別まちづくりの方針</p> <p>計画地が位置する「赤坂地区」の地区別のまちづくりの目標は以下のとおりである。</p> <p>【目 標】 1) 歴史・文化をいかした景観形成とにぎわいの創出 2) 気品とにぎわいのある街並みづくり 3) 国内外からの旅行者を魅了する、移動しやすく美しいまちづくり 4) 観光・文化資源を活用したにぎわいの創出 5) 緑の保全と創出 6) 地域の防災性の向上 7) 地域コミュニティの活性化による生活環境の向上</p>

表6.2-13(4) 港区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>青山通り周辺地区 まちづくり ガイドライン (平成27年10月)</p>	<p>港区が平成27年3月に策定した「港区基本計画」では、政策のひとつである「多様な人びとがいきいきと暮らせる都市ルールを確立する」のなかで、「まちづくりガイドラインの策定と運用」を主な取組として掲げている。</p> <p>青山通り周辺地区まちづくりガイドラインは、港区まちづくりマスタープラン(平成19年4月)に掲げたまちの将来像とまちづくりの方針を踏まえ、本地区で区が目指す具体的なまちづくりの目標・方針などを示している。</p> <p>■まちづくりの目標・方針</p> <p>【目標1】気品とにぎわいのある魅力的なまち 方針Ⅰ：青山通りを軸に気品と風格ある空間をつくる(沿道空間) 方針Ⅱ：にぎわいとやすらぎの調和した市街地をつくる(都市機能) 方針Ⅲ：多様で充実した文化交流の機会をつくる(文化交流)</p> <p>【目標2】安全・安心して生活できる落ち着いたまち 方針Ⅰ：住み続けられる良好な生活環境をつくる(居住環境) 方針Ⅱ：災害に強い安全な都市をつくる(防災対策) 方針Ⅲ：安心できる地域のつながりをつくる(美化・防災・防犯)</p> <p>【目標3】豊かな環境で過ごせる快適なまち 方針Ⅰ：快適な歩行環境をつくる(歩行空間) 方針Ⅱ：移動に便利な交通環境をつくる(交通対策) 方針Ⅲ：うるおいの感じられる都市環境をつくる(緑・環境)</p> <p>■計画地が位置する「表参道駅周辺エリア」のまちづくりの方向性</p> <p>日本を代表する商業地として発展してきた商業拠点のエリアであることから、都市機能の維持・向上を図りつつ、周辺を含めたにぎわいと連続性を高めて、にぎわい・文化・交流の魅力に富んだまちを形成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な居住環境を維持・向上しつつ、商業・業務機能との調和を図り、デザイン関連施設の集積などをいかした文化・交流施設を整備する。 ・住宅・マンションの耐震化を推進するとともに、細街路の拡幅や行き止まり道路の解消、身近なオープンスペースの確保を図る。 ・青山通りのにぎわいを周辺に波及させ、まちの回遊性を高めるように、歩行空間を整備する。 ・都営青山北町アパートの建替えにあわせた、青山通り沿道との一体的なまちづくりにおいて、土地の有効高度利用、にぎわい・文化施設等の機能集積、防災性を向上する魅力あるオープンスペースやまとまりある緑の確保により、エリアの拠点となる複合市街地を形成する。 ・青山通りや表参道の街路樹などをいかし、連続性に配慮した広がりある緑化を推進する。 <p>※ 取組みイメージ図</p> 

表6.2-13(5) 港区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>港区景観計画 (平成27年度 (2015年度)改定) (平成27年12月)</p>	<p>港区景観計画は、景観法に基づき策定された景観計画で、港区における景観形成の取り組みの基本的な方向性を示すとともに、景観法に基づく諸制度を活用した具体的な施策を示した、景観形成に関する総合的な計画として位置づけられている。</p> <p>また、上位計画となる「港区基本構想」や「港区まちづくりマスタープラン」に即すとともに、関連する分野別計画や「東京都景観計画」と連携をはかるものとする、とされている。</p> <p>景観形成の基本方針は、以下のとおりである。</p> <p>基本方針1：水と緑のネットワークを強化し、潤いある景観形成を進める 基本方針2：歴史や文化を伝える景観を守り・生かす 基本方針3：誰もが楽しく歩ける、賑わいや風格のある通りを創る 基本方針4：地域の個性を生かした魅力ある街並みを育む 基本方針5：区民・企業等・行政の協働で景観形成を推進する</p> <p>計画では、港区の全域を港区景観計画の対象区域としており、その中で、港区全域の景観形成基準(一般)、港区の景観特性がよく表れる、坂道沿い、寺社・歴史的建造物周辺、交差点・駅周辺、商業地、閑静な住宅地、古川沿いのそれぞれの場所に応じた景観形成基準に加え、港区の骨格となる景観を形成する地区については、景観形成特別地区として別途区域を区分し、地区ごとに景観形成基準を定めている。計画地は「青山通り周辺景観形成特別地区」に位置しており、以下に示す景観形成の方針が掲げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤坂、青山、表参道、渋谷をつなぐ、風格ある街並みを守り、育てる ・にぎわいと潤い、安らぎが程よく調和した、楽しく散策できる街並みを演出する ・表参道、明治神宮外苑銀杏並木の雰囲気を生かした魅力ある交差点を演出する
<p>みなと クリーンプラン21 (第2次) -港区一般廃棄物 処理基本計画- 中間年度改訂版 (平成29年3月)</p>	<p>地球温暖化問題、区民・事業者の環境への意識の高まり等、廃棄物処理を取り巻く状況の著しい変化が予想されることから、平成24年3月に平成24年度から平成33年度までの10年間の計画期間となる一般廃棄物処理基本計画を策定し、中間年度にあたる平成28年度に計画の見直しを行うものとしている。</p> <p>本計画は中間年度改訂版で、中間年度見直し後の平成29年度から平成33年度までの5年間に係る計画であり、以下の数値目標が示されている。</p> <p>～循環型社会の形成に係る数値目標～</p> <p>①総排出量(港区から排出されるごみと資源の総量) ：平成33年度までに160,000t以下にすることを旨とする。</p> <p>②資源化率(総排出量(持込ごみ量を除く)のうち、資源化される割合) ：平成33年度までに42%以上にすることを旨とする。</p> <p>③可燃ごみ量(排出され、焼却されるごみの量) ：平成33年度までに129,000t以下にすることを旨とする。</p> <p>～低炭素社会の形成に係る数値目標～</p> <p>①温室効果ガス排出量 ：平成33年度までに10,000t以下にすることを旨とする。</p>
<p>港区 地球温暖化対策 地域推進計画 【平成30年度 ～平成32年度】 (平成30年3月)</p>	<p>港区は、地球温暖化防止を目的に、温室効果ガスの排出抑制に向け、地域の実情を踏まえた施策を総合的かつ計画的に推進するため、2013年度から2020年度までの8年間を計画期間とした「港区地球温暖化対策地域推進計画」(以下「改定前計画」という。)を2013年3月に策定し、区の削減目標を設定してきた。</p> <p>しかし、改定前計画の策定以降、地球温暖化対策を取り巻く状況は大きく変化しているため、こうした状況を踏まえ、改定前計画策定時点からの社会経済情勢の変化や温室効果ガス及びエネルギー消費量の動向等を反映するとともに、並行して見直した「港区基本計画」及び「港区環境基本計画」との整合を図り、より効率的、効果的に施策を推進していくため見直しを行った。</p> <p>改定前計画のこれまでの成果と課題及び港区を取り巻く状況の変化への対応の必要性を踏まえ、以下の視点で計画を見直している。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) これまでの二酸化炭素排出量削減実績、パリ協定を踏まえた削減目標の見直し (2) 人口・世帯数や建築物の延床面積の増加等を考慮した施策の充実 (3) 省エネルギー・低炭素型のライフスタイル・ワークスタイルの選択や定着を促す施策の推進 (4) 区の関連計画(「港区低炭素まちづくり計画」等)の反映 (5) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据えた取組の実施 (6) 国、東京都の地球温暖化対策の施策への反映等、中長期的視点に立った施策の充実

表6.2-13(6) 港区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>港区低炭素 まちづくり計画 【平成27年度 ～平成32年度】 (平成27年10月)</p>	<p>計画策定の背景として、港区は、二酸化炭素排出量が東京都の中で最も多く、とりわけ民生業務部門の排出量が、その多くを占めており、区内では、今後も大規模開発が多数予定されており、事務所ビルの延床面積が増加し続けると予想される。このため都市の更新に合わせ最先端の環境技術による先進的な取組を先導するなど、まちづくりの上で総合的に対策を強化していく必要があるとしている。</p> <p>また、めざすべきまちの基本方針および具体的施策として、以下が示されている。</p> <p>基本方針1：先進技術の導入による、活発な経済活動と環境配慮の両立 施策：エネルギーの効率的利用の促進</p> <p>基本方針2：臨海部から丘陵まで豊かな緑が繋がる、快適で潤いのある都心部の形成 施策：緑の保全・創出とヒートアイランド対策の推進</p> <p>基本方針3：利便性の高い公共交通網を活かした、環境負荷の少ない交通環境の実現 施策：環境に配慮した交通環境の整備</p>